

# 仕様書

北九州航空研修センター

1 件名

庁舎機械警備(北九)

2 目的

本仕様書は、北九州航空研修センターの建造物及び付属設備の権利侵害の予防と安全の確保を図り、円滑な施設の管理保全を行うことを目的とする。

3 履行場所

海上保安学校宮城分校 北九州航空研修センター  
(福岡県京都郡苅田町空港南町11番地)

4 警備期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 警備機器等

(1) 警備方法

警備機器等の設置による機械警備方式とする。

(2) 警備機器等の設置・撤去等

①警備エリアは、下記のとおり3つのエリア(別図参照オレンジ色エリア、水色エリア、緑色エリア)に分け、エリアごとに警備を行うこと。なお、監督職員の必要に応じて警備エリアの変更を行うこと。

・オレンジ色エリア

1階玄関・1階廊下・1階教官当直室・1階食堂・1階調理室・1階検収室・1階ブリーフィング室・1階会議室・1階男子女子便所・1階渡り廊下入口・2階第1教室・2階第2教室・2階男子女子便所

・水色エリア

1階その他フロア・2階その他フロア・5階フロア

・緑色エリア

3階フロア・4階フロア

②1階指定の窓(外周)(別図参照)に、開閉センサー(ドアや窓等の開閉を検知する機能)を設置すること。

③1階、2階、3階、4階、5階指定箇所(別図参照)に、空間センサー(人体から放出される赤外線による温度変化を捉えることにより、侵入者を検知する機能)を設置すること。

④1階玄関に、異常感知の際、遠隔で現地が確認できるライブ画像確認機能、相互通話可能機能を有している画像センサー、スピーカーを設置し、この映像等については、請負者の監視センター、受注者のスマートフォン等にて確認ができるようにすること。

⑤各階1箇所(合計5箇所)に、異常感知の際、警報を知らせる警報ベルを設置すること。設置箇所は監督職員の指示する場所とする。

⑥請負者は、監督職員が指定する区画に制御装置を設置すること。なお、同装置は、監視区域における各感知器の状況を示す表示装置及び発報装置を有し、監視区域にかかる侵入監視のセット・リセットの個別・一斉の操作ができるものとする。

- ⑦ 1階玄関、1階検収室にそれぞれ監視区域にかかる侵入監視のセット・リセットの操作ができる非接触ICカードリーダーを設置すること。
- ⑧ 警備機器及びこれに付帯する一切の設備については、請負者が設置し、警備開始日から正常な警備が開始できるように機器を設置すること。
- ⑨ 警備機器等の設置場所及び設置日時は、監督職員と打合せのうえ行うこと。
- ⑩ 契約が終了したときは、遅滞なく警備機器等を撤去し、取付けの必要上施設に施された孔穴、その他変更部分について原状回復すること。
- ⑪ 警備機器等の設置及び契約終了後の原状回復を含む撤去にかかる費用は、請負者の負担とする。  
ただし、契約期間内におけるレイアウト変更、改装工事等に伴う警備機器等の移設、増設が発生した場合は、双方協議のうえ決定する。
- ⑫ 警備機器等の設置及び撤去の作業時は、施設及び第三者に損害を与えないよう配慮し、損害を与えた場合はその損害を賠償し、速やかに復旧を行うこと。
- ⑬ 警備に必要な電力等は、当センターの負担とする。
- ⑭ 警備に必要な通信回線は、予備回線を含め2重回線とする。回線は請負者で用意し、この回線にかかる使用料及び通信料金等も請負者の負担とする。
- ⑮ 当センター側の故意又は過失により各装置を破損した場合、その修理に要する費用については当センター側の負担とする。
- ⑯ 契約期間内において、当センターの都合により各装置を撤去する場合は、その撤去に要する費用については双方協議のうえ決定する。

## 6 機械警備実施要領

### (1) 侵入監視

- ① 施設に設置した感知器からの警報信号を請負者の基地局に送信し、遠隔監視を行う。
- ② 警報信号を受信した際は、警備員を速やかに現場に急行させ、警備員が現場に到着するまでの間、遠隔で現地を確認すること。
- ③ 現場確認により異常を認めた場合は、直ちに警察機関へ通報を行うとともに、後記12により指定する緊急連絡者に電話連絡を行う。
- ④ 警察機関又は施設関係者が現場に到着するまで、警備員は現場保存に努める。

### (2) 火災監視

- ① 警備時間中に火災報知器による異常を検知した場合は、火災が発生したものとみなし、警備員を速やかに現場へ急行させる。
- ② 現場確認により異常を認めた場合は、直ちに消防機関へ通報を行うとともに、後記12により指定する緊急連絡者に電話連絡を行う。
- ③ 消防機関又は施設関係者が現場に到着するまで、警備員は可能な限り初期消火に努める。
- ④ 施設が稼働中であると思われる時間帯に信号を受信した際は、後記12により指定する緊急連絡者に電話連絡を行い、その状況に応じて対応することも可とする。

## 7 報告

- ① 警備請負業者は、自動警報警備（機械警備）実施中において、事故発生を確認したときは、直ちに電話又は口頭で所要事項を通知するとともに、速やかに「事故報告書」を監督職員に提出する。
- ② 警備請負業者は、日別に警備状況、処置事項、改善事項等を記載した月間警備報告書を作成し、監督職員に提出する。

## 8 警備時間

侵入監視時間は以下の時間帯を基本とし、制御装置開始の信号受信時に始まり、通報装置解除の信号受信時までとする。なお、制御装置開始及び終了の操作は、センター職員または研修生が行う。

- (1) 平日 午後 5 時 15 分～翌日午前 8 時 30 分
- (2) 土日、祝日、年末年始 午前 8 時 30 分～翌日午前 8 時 30 分

## 9 警備機器等の操作方法

請負者は、操作説明書を発行するとともに、要望に応じて操作説明を実施すること。

## 10 警備機器の保守管理

- ①請負者は、設置にかかる機械警備システムの性能、機能等を常時、正常な状態に維持するため、警備機器の保守点検等の管理を行うものとする。
- ②障害発生時には、速やかに技術者を派遣して、修理・部品交換を行い、機能を正常な状態に回復させること。

## 11 カードの預託

警備実施上必要な鍵、カード等は、監督職員、警備業者相互に預託するものとし、授受はそれぞれ預り受領書によりその所在を確認できるようにするとともに、厳重に取扱保管する。

なお、カードは50枚とし、増減する場合は双方協議の上決定すること。

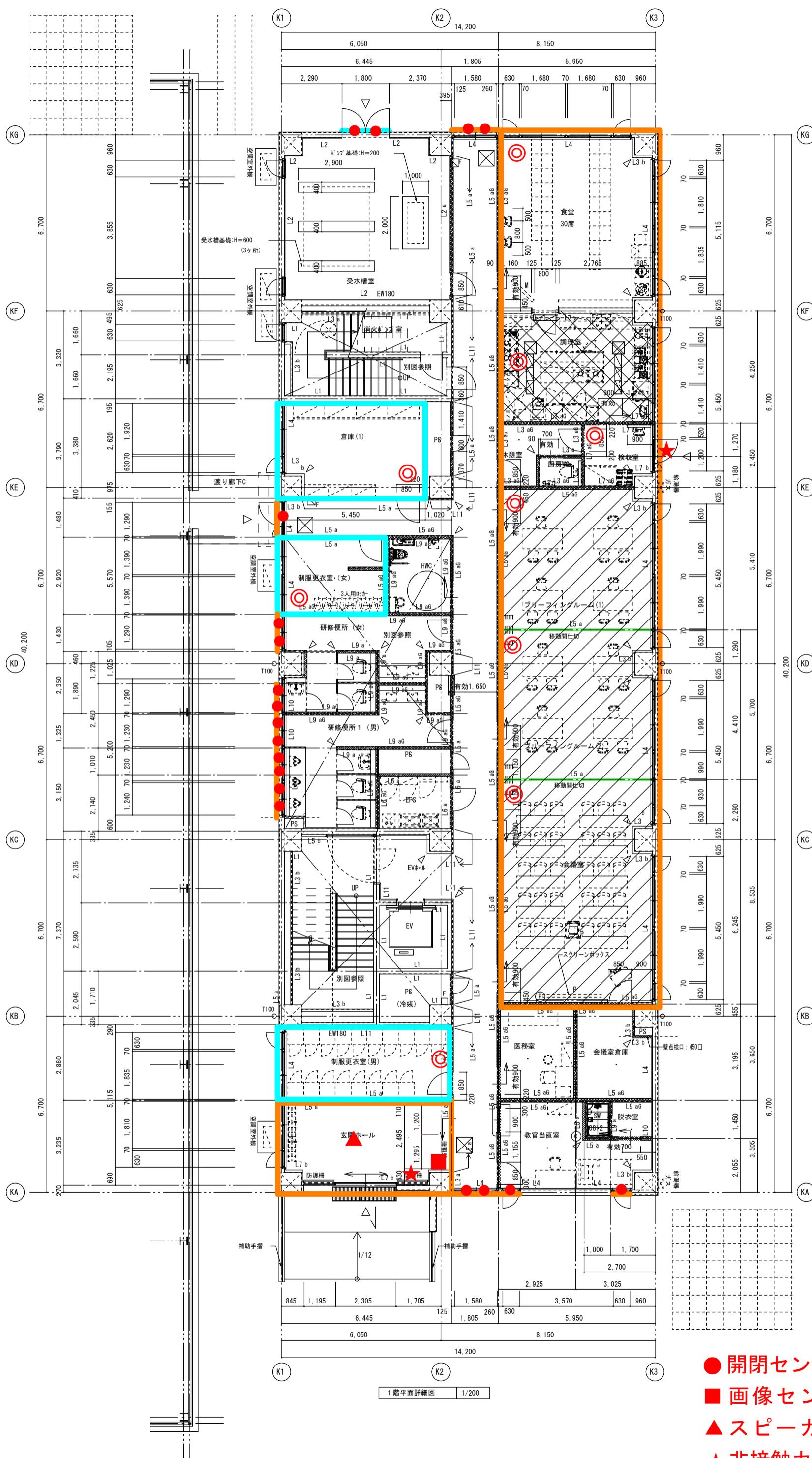
## 12 緊急連絡者の指定

契約後、監督職員は緊急連絡者を指定し、その名簿を請負者に交付する。

なお、緊急連絡者に変更があるときは、遅滞なく、その都度変更した名簿を請負者に交付する。

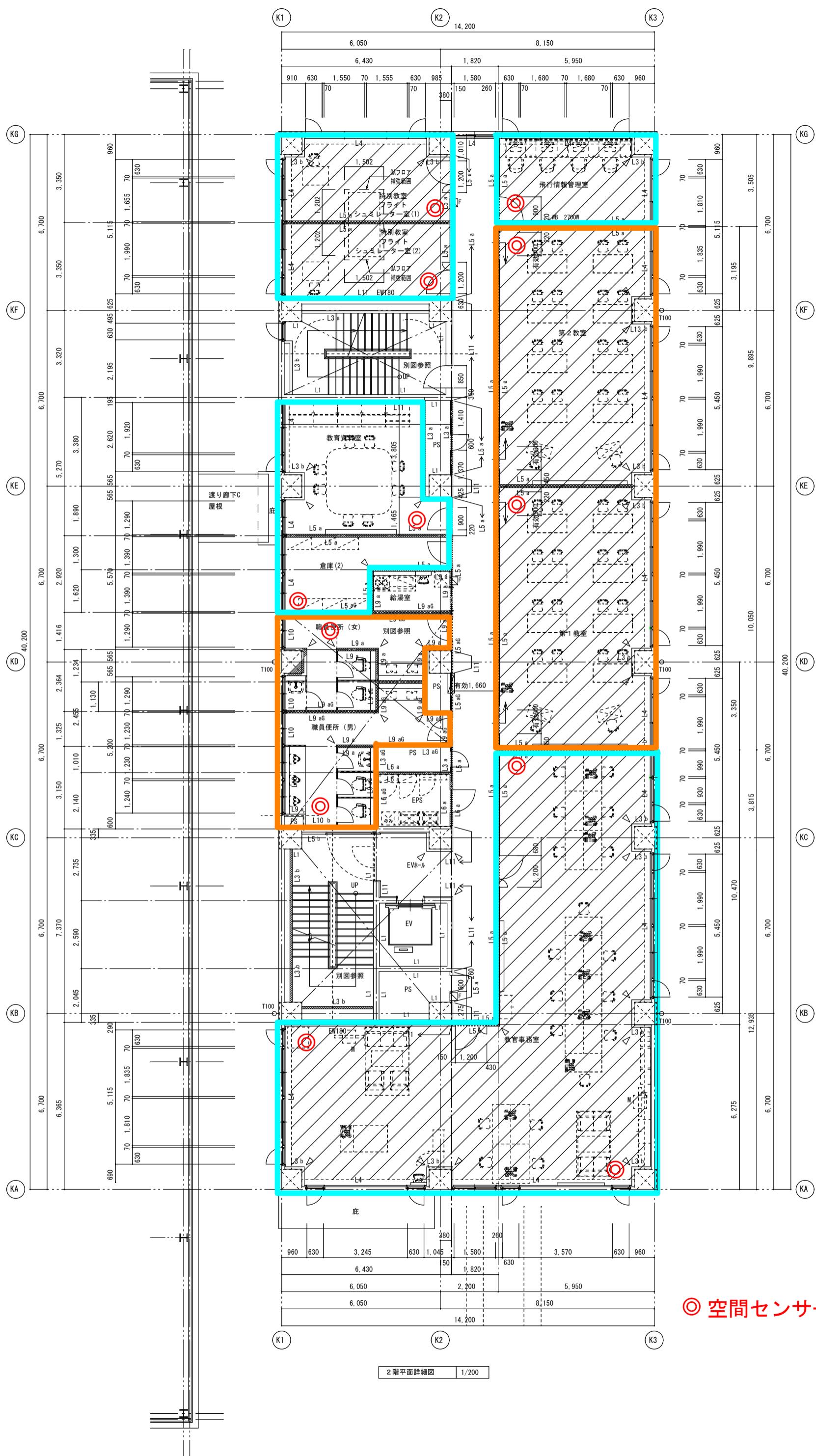
## 13 その他

- ①本契約を通じ知り得た個人情報若しくは当庁の情報について、契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏洩してはならない。  
なお、提供した情報については、契約終了後、速やかにデーター消去又は資料を返却するものとする。
- ②本仕様書に定めなき事項及び疑義が生じた場合は、監督職員と協議のうえ、疑義の解決を図り、その指示に従うこと。
- ③本警備完了後、業務完了報告書を検査職員へ提出し、検査職員による検査を受け、検査合格をもって履行完了とする。
- ④支払いは、履行完了後毎月払いとする。
- ⑤本契約は令和8年度予算成立を条件とする。

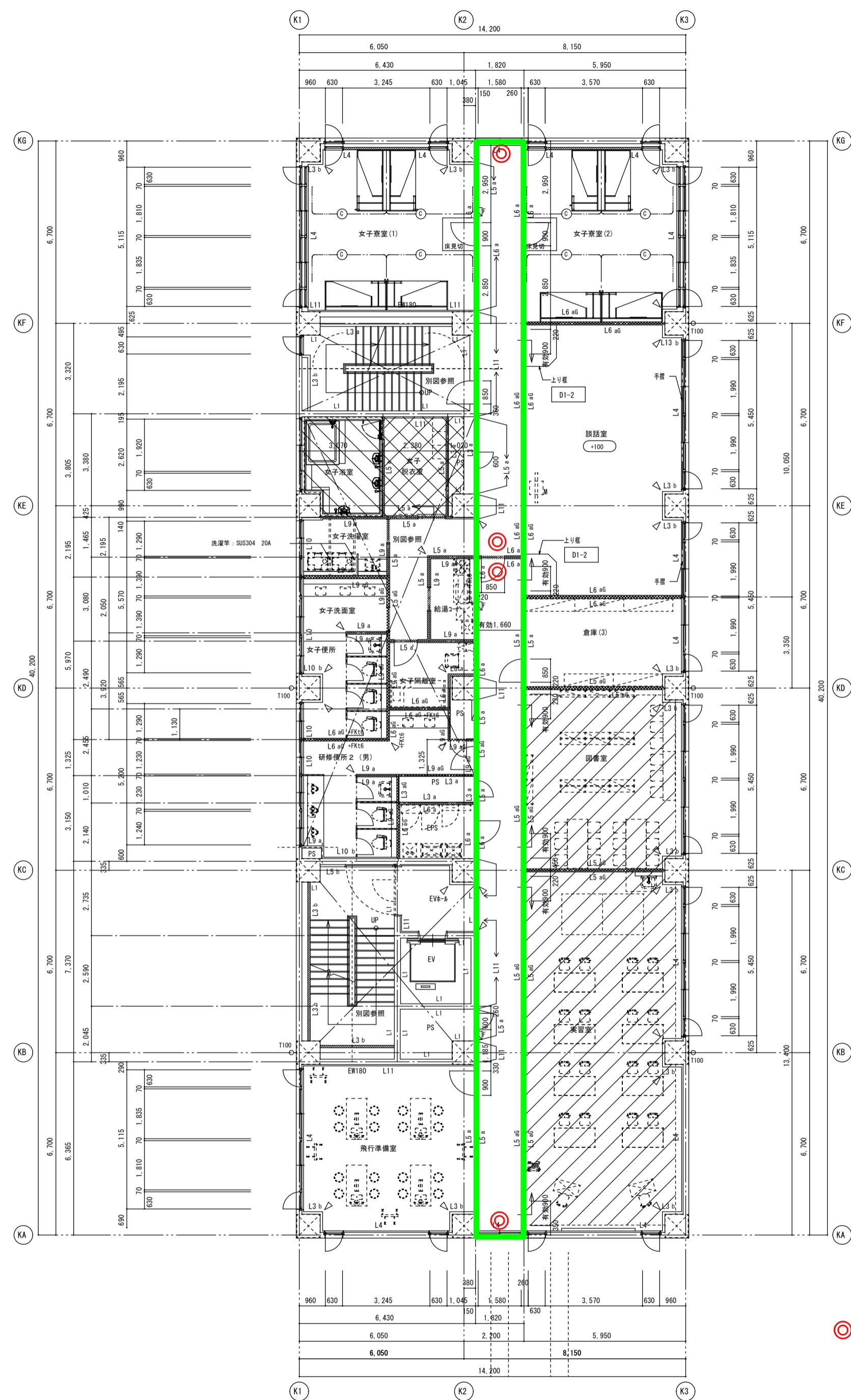


● 開閉センサー  
■ 画像センサー  
▲ スピーカー  
★ 非接触カードリーダー  
◎ 空間センサー

別図



◎ 空間センサー



◎ 空間センサー

